



島根県報

平成27年3月24日（火）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成26年度行政監査の結果の公表

2

平成26年度財政的援助団体等監査の結果の公表

18

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した平成26年度行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 3月24日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	錦 織 厚 雄
同	後 藤 勇

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要**1 監査対象事務**

県単独補助金等の額の確定事務について

2 選定理由

補助金等（補助金、負担金、交付金など）は、各種の行政上の目的をもって交付される現金給付であり、県では、補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付及び使用に関する基本的な事項を定め、補助金等の適正な使用を図っている。

しかし、平成24年度会計に係る財政的援助団体等の監査において、監査対象とした補助金の一部で実績報告の確認が十分行われていない状況が見受けられた。

については、実績報告書の審査や現地調査など補助金等の額を確定する事務手続が適切に行われ、補助金等の適正な使用が確認されているかどうかについて監査を実施する。

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

- ア 要綱等に、検査や額の確定に必要な事務手続を定めてあるか。
- イ 実績報告書の内容と提出手続は、適切に行われているか。
- ウ 実績報告時の書類審査は、適切に行われているか。
- エ 現地調査の実施及び復命は、適切に行われているか。
- オ 補助事業者への情報提供や指導・連絡は、適切に行われているか。
- カ 補助事業の効果の検証や事業の見直しは行われているか。
- キ 補助金交付事務の実施上の課題や改善策について検討しているか。

4 監査実施機関（別表1）

- (1) 本監査を実施するにあたり県単独補助金等の平成25年度の執行状況を把握するため、知事部局、教育庁、警察本部に事前調査を行ったところ、56所属から、312補助事業の報告があった。

この中から、執行部局のバランスや事前調査の結果を考慮の上、120の補助事業を抽出し、それらを執行した30機関（本庁のみ）を監査実施機関とした。

- (2) 補助金等交付規則に係る事務を担当する総務部財政課、会計規則に係る事務を担当及び審査機関である出納局審査指導課を監査実施機関とした。

5 監査実施期間

平成26年12月17日（水）～平成26年12月19日（金）

6 監査の実施方法

監査は、監査実施機関32機関のうち、12機関について実地監査を、20機関について書面監査を行った。

（注）監査の対象は、補助金等（補助金、負担金、交付金など）のうち補助金、交付金としたが、報告書では、補助事業等の名称を除き「補助金」と記載することとする。

（別表1） 監査実施機関、監査対象補助事業及び監査月日一覧

	監査実施機関	監査対象補助等事業名	監査月日
	総務部財政課	補助金等交付規則所管	12月19日
	出納局審査指導課	会計規則所管、審査機関	12月19日

総務部	総務課	島根県私学教育振興会補助金 島根県私立学校魅力と特色ある学校づくり推進事業補助金 島根県私立幼稚園教育活動費補助金 島根県私立高等専修学校振興費補助金 私立専修学校教育活動費補助金 島根県県単高等学校等就学支援金 石見法律相談センター事業費補助金	12月17日
防災部	消防総務課	島根県消防協会運営費補助金	12月19日
地域振興部	地域政策課	島根県太陽光発電等導入支援事業補助金 島根県再生可能エネルギー事業化促進事業補助金	12月19日
	しまね暮らし推進課	ふるさと島根定住支援補助金 島根の未来実現事業費補助金 住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金 市町村定住支援体制強化交付金 過疎（中山間）地域自立促進特別事業推進交付金	12月18日
	交通対策課	J R 地方交通線利用促進事業補助金 島根県空港利用促進事業費補助金（隠岐空港） 島根県広域バス路線維持費補助金 島根県交通空白地域解消支援事業補助金 隠岐航路運航支援補助金 島根県国際チャーター便促進支援補助金 萩・石見空港路線維持事業費補助金	12月17日
環境生活部	環境生活総務課	社会貢献活動支援事業（団体活動支援事業） 社会貢献活動支援事業（多様な主体との協働推進事業） シルバー消費社会形成援助事業補助金	12月19日
	環境政策課	地域連携による省エネ・3R活動支援事業補助金	12月19日
	廃棄物対策課	産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金	12月19日
健康福祉部	医療政策課	島根県病院内保育所運営費補助金 島根県歯科技術専門学校運営費補助金 寝たきり老人・心身障害児（者）歯科診療推進費補助金	12月19日
	健康推進課	障がい児療養支援事業（交通費等助成）補助金 島根県地域周産期母子医療センター運営事業補助金 島根県がん情報提供促進病院支援事業費補助金	12月19日
	高齢者福祉課	訪問看護機能強化事業補助金 明るい長寿社会づくり推進事業補助金 軽費老人ホーム利用料支援等補助金 島根県老人福祉施設整備費補助金 社会福祉施設等のスプリンクラー設置費用助成事業補助金（一般） 介護支援専門員実務研修事業費補助金 地域支援事業交付金	12月18日

		地域包括ケア推進事業交付金	
	青少年家庭課	はっぴいこーでいねーたー交流活動費補助金 島根県産休等代替職員費補助金 松江赤十字乳児院運営費補助金 青少年育成島根県民会議事業補助金 子ども・若者支援体制等整備事業費補助金 しまね子育て支援プラス事業交付金 しまね縁結び市町村交付金 しまねすくすく保育支援事業交付金	12月18日
	障がい福祉課	島根県地域自殺対策緊急強化市町村事業費補助金 島根県地域自殺対策緊急強化民間団体等事業費補助金 島根いのちの電話石見分室開局支援事業費補助金 ハッピーアフタースクール事業費補助金 島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業費補助金 島根県重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業費補助金 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業補助金 （新商品開発・販路拡大事業）	12月17日
農 林 水 産 部	農業経営課	島根県農業会議費補助金 地域貢献型集落営農ステップアップ事業費補助金 島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金 新規就農者総合対策事業費補助金 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金	12月18日
	農畜産振興課	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金 水田多面的利活用実践支援事業費補助金 「環境農業」取組拡大支援事業費補助金 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補助金 野菜価格安定対策事業費補助金（野菜経営安定支援事業） 「つや姫」生産拡大体制整備事業費補助金 県単強い農業づくり交付金（地域改良基礎雌牛整備事業） 県単強い農業づくり交付金（産地競争力強化事業）	12月18日
	農地整備課	中海干拓農地保有合理化促進事業補助金 農地有効利用支援整備事業補助金 ため池安全確保事業補助金	12月19日
	水産課	新規漁業就業者確保・育成事業費補助金 「しまねの魚」販売力強化事業費補助金	12月19日
商 工 労 働 部	観光振興課	外国人観光客誘致事業補助金 観光コーディネーター設置事業補助金 観光素材造成事業費支援補助金 広域観光商品開発支援事業費補助金 島根県おもてなし観光地魅力向上事業費補助金 しまね観光事業者等支援事業費補助金 石見神楽振興事業費補助金	12月17日

	しまねブランド 推進課	日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 しまね輸出促進支援補助金	12月19日
	産業振興課	石州瓦利用促進事業補助金 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 島根県知的財産活用啓発事業費補助金 島根県資源循環型技術開発事業費補助金 しまねIT産業人材育成支援事業補助金 新ビジネスモデル構築支援事業補助金 R u b y 導入促進支援補助金 R u b y W o r l d C o n f e r e n c e 開催準備事業補助金	12月18日
	企業立地課	島根県企業立地促進助成金 島根県立地企業生産拠点化支援補助金 島根県ソフト産業家賃等補助金 特定通信費補助金	12月19日
	中小企業課	島根県小規模事業経営支援事業費補助金 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金 島根県地域商業活性化支援事業費補助金 しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金	12月19日
	雇用政策課	島根県シルバー人材センター連合会補助金 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金 島根県労働者福祉協議会事業費補助金	12月19日
土 木 部	土木総務課	建設産業新分野進出支援事業助成金 建設産業新分野進出促進事業補助金	12月17日
	建築住宅課	木造住宅耐震改修等事業費補助金 U・Iターン住まい支援事業（空き家活用助成事業）費補助金 島根県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業補助金	12月19日
教 育 庁	教育指導課	いじめ対応支援事業補助金 島根県環境教育推進事業補助金 島根県環境教育総合支援事業補助金 子ども読書活動推進事業交付金	12月19日
	社会教育課	ボーイスカウト・ジャンボリー派遣事業補助金 島根の芸術文化全国交流促進事業補助金 結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進事業交付金 ふるさと教育推進事業交付金 地域と中学校の文化部活動支援事業	12月17日
警 察 本 部	広報県民課	一般社団法人島根被害者サポートセンター補助金	12月19日
	生活安全企画課	(公社)島根県防犯連合会補助金	
	交通企画課	自動車安全運転センター補助金	
	32機関	実地監査 12月17日、18日、書面監査 12月19日	

第3 監査結果

1 補助金交付事務の適正化を図る取組等

(1) 総務部財政課

① 根拠規定及び取組・関与状況

財政課においては、補助金等（補助金、負担金、交付金など）について、補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付及び使用に関する基本的な事項を定め、補助金等の適正な使用を図ることとしている。

また、財政課は、予算規則第18条第1号の規定により、所管課が行う補助金交付要綱の制定等に際しての合議機関となっている。

この合議は、主として予算編成を通じて決められた補助事業の目的や対象経費などが適切に交付要綱に反映されているかに着目し、担当者を経由して担当グループリーダーが点検を行っている。

(2) 出納局審査指導課

① 根拠規定及び取組・関与状況

審査指導課においては、補助金の交付について、審査事務の手引きに基づく審査を行っている。

なお、審査にあたっては、月に2回、審査指導課職員を対象に審査に必要な知識、審査上の注意点等について課内研修を行っており、補助金についても実施計画に入れている。

また、補助金交付要綱の制定等について、会計規則第8条第1項第1号に基づく所管課からの事前協議を受けている。

この協議では、補助金額の算定方法が読み取れるか、またそれを様式上正しく算定できるようになっているか等、支出負担行為、支出命令の際に支障が生じないよう、主として形式的な面を審査している。

事前協議の点検は、各担当者、担当グループリーダー、総括グループリーダー、課長が行っているが、重要なものについては、会計管理者の決裁を受けている。

② 会計研修

一般職員向けの会計研修については、特に補助金に限定したものではないが、会計事務全般について年に2回研修を行っており、支出については一般的な留意事項を説明している。

2 監査対象とした補助金（平成25年度執行の県単独補助金）の交付等の状況

監査対象とした補助金の状況は以下のとおりであった。

(1) 所管部局別の状況

監査対象とした補助金の所管を部局別に分類すると、表1のとおりである。

【表1】

(単位：件、%)

	総務部	防災部	地 域 振興部	環 境 生活部	健 康 福祉部	農 林 水産部	商 工 労働部	土木部	教育庁	警 察 本 部	合 計
件 数	7	1	14	5	29	18	29	5	9	3	120
構成比	5.9	0.8	11.7	4.2	24.1	15.0	24.1	4.2	7.5	2.5	100

(2) 補助対象の性質別の状況

性質別に見ると、表2のとおり事業費補助が67補助金（55.8%）で最も多く、次いで、運営費補助15補助金（12.5%）、施設整備費・機械器具購入費補助9補助金（7.5%）という順となっている。

その他の中には、運営費及び事業費を対象とするもの、これに施設整備費等を加えて対象とするものなど対象経費を幅広く設定しているものがある。

なお、団体運営に係る職員人件費から事業実施に係る日々雇用まで何らかの人件費を補助対象としているものが55補助金（45.8%）という状況である。

【表2】

(単位：件、%)

性 質 別 類 型	件 数	構成比
運営費補助	15	12.5

事業費補助	67	55.8
施設整備費・機械器具購入費補助	9	7.5
その他	29	24.2
うち運営費補助＋事業費補助	8	6.7
うち事業費補助＋施設整備費等補助	6	5.0
うち運営費補助＋事業費補助＋施設整備費等補助	6	5.0
合 計	120	100
うち人件費を補助対象としているもの	55	45.8

(3) 交付先別の状況

交付先別の状況は、表3のとおりである。

【表3】

(単位：件、%)

交付先	市町村	民間企業 等	公益財団 法人等	任意団体	医療法人・ 社会福祉法人	学校法人	NPO法人	その他	合 計
件 数	35	27	19	17	12	4	3	3	120
構成比	29.2	22.5	15.8	14.2	10.0	3.3	2.5	2.5	100

(注) 交付先：交付先が複数あるものは、主たる交付先に分類している。

(4) 交付額別の状況

1 補助金あたりの交付額別の状況は、表4のとおりである。

「1千万円以上5千万円未満」の37補助金(30.8%)が最も多く、次いで「100万円以上300万円未満」の31補助金(25.9%)、「500万円以上1千万円未満」・「5千万円以上」の各18補助金(15.0%)、「300万円以上500万円未満」の13補助金(10.8%)、「100万円未満」の3補助金(2.5%)の順となっている。

【表4】

(単位：件、%)

交付額	100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円 以上	合 計
件 数	3	31	13	18	37	18	120
構成比	2.5	25.9	10.8	15.0	30.8	15.0	100

(5) 交付先件数別の状況

1 補助金あたりの交付先件数別の状況は、表5のとおりである。

「1件」の45補助金(37.5%)が最も多く、次いで「10件以上」の37補助金(30.8%)、「2件以上5件未満」の20補助金(16.7%)、「5件以上10件未満」の18補助金(15.0%)の順となっている。

【表5】

(単位：件、%)

交付先件数	1 件	2 件以上 5 件未満	5 件以上 10 件未満	10 件以上	合 計
件 数	45	20	18	37	120
構成比	37.5	16.7	15.0	30.8	100

3 監査対象とした補助金の事務の実施状況等

監査対象とした補助金に係る事務の実施状況等は以下のとおりであった。

(1) 補助事業に係る交付要綱等の規定状況

① 交付要綱の規定状況

各補助金の交付にあたっては、補助金等交付規則で定めるもののほか、必要な事項は各補助金の交付要綱で定めることとされており、補助事業を適正かつ円滑に執行するためには、交付要綱において規定すべき事項を分かりやすく明確に示す必要がある。

規定事項は、どの補助金にも共通して設ける事項と補助金の交付目的や補助対象に応じて設ける事項とで構成されているが、補助対象経費の定め方がさまざまであったほか、規定内容の一部に不備又は改善や検討を要するものがみられた。その内容は、次のとおりである。

- ・ 補助事業に関する帳簿等の保存規定がないもの
- ・ 備品や機械設備購入を補助対象としている場合に財産の定義が不明確なもの及び財産の管理、処分に係る規定がないもの
- ・ 民間事業者が補助事業者である場合で消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告に係る規定がないもの
- ・ 様式や補助の対象範囲の規定が不明確なものなど

② 交付要綱制定に係る審査

補助金交付要綱は、各所管課において交付要綱の案を作成し、関係機関の審査を経て制定される。

所管課で交付要綱の案を作成する際には、国の補助金交付要綱や同様な種類の既存の交付要綱等を参考に行っているのが実状である。

また、交付要綱の制定等について、各課から合議（予算規則第18条）や事前協議（会計規則第8条）を受ける財政課や審査指導課のチェック内容は、監査結果の1（1）、（2）で述べたとおり特定の視点からのものであり、全体的な基準や考え方に沿って、網羅的にチェックされるような対応はとられていなかった。

③ 額の確定手続に係る規定状況

補助金の額の確定手続については、補助金等交付規則において「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し」と規定されている。

この規定以外に何を、どのように、どこまで確認すべきかについて県の統一的な指針は示されておらず、各課において別途規定を定めるなど各課の判断にまかされているのが実状である。

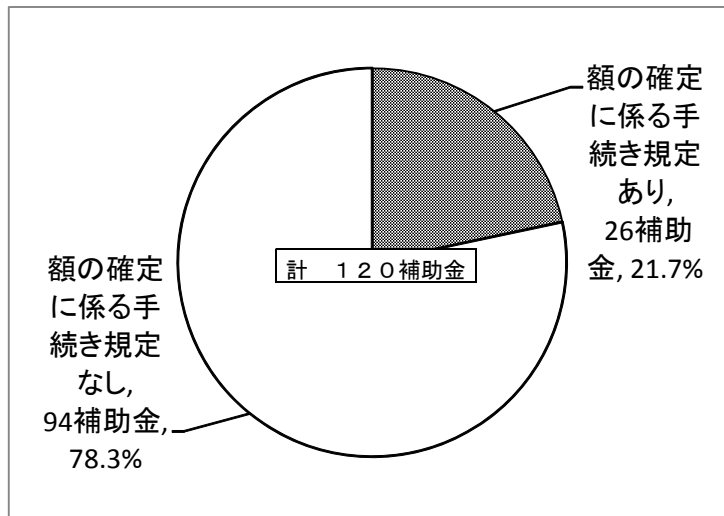
今回の監査で、額の確定に係る手続規定の有無について「ある」としたのは、図1のとおり26補助金（21.7%）、額の確定に係るチェックリストの有無について「ある」としたのは、図2のとおり27補助金（22.5%）であった。

規定、チェックリスト両方について「ある」としたのは16補助金（13.3%）であったが、規定、チェックリストのいずれもが「ない」とした補助金は83補助金（69.2%）であった。

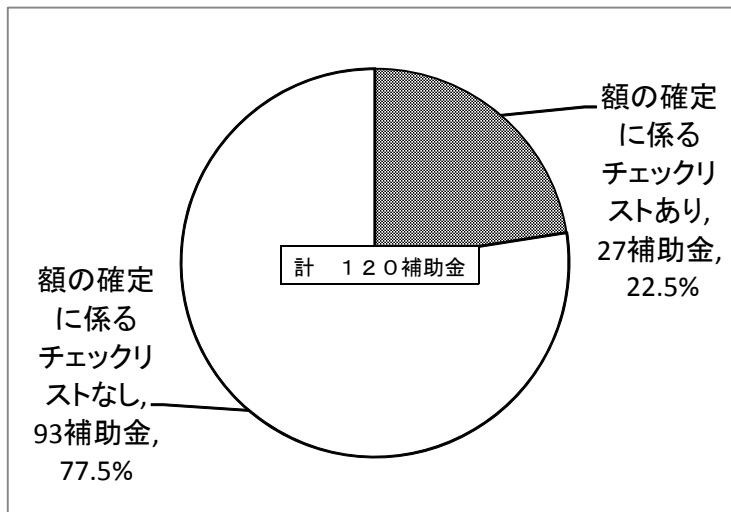
規定やチェックリストを「ある」とした割合は農林水産部が高かったが、農林水産部では、補助事業の部内共通の検査規程を定めたり、特定課が共通の手引きを定めたりしていたためと考えられる。

個別に規定やチェックリストを定めている所管課の中には、地方機関での検査実施、市町村への間接補助を想定して、検査実施要綱や検査規程、補助事業の手引きを作成したり、課で共通の確認事項を盛り込んだチェックリストを作成している例も見られた。

【図1：額の確定に係る手続規定の有無】



【図2：額の確定に係るチェックリストの有無】



(2) 補助金の額の確定手続の実施状況

① 確定手続・検査方法

額の確定手続・検査方法は、表6のとおりである。

提出された実績報告書の検査にとどまるものが34補助金（28.3%）であった。このうち、実績報告書の検査のみで十分といえるものもあったが、添付書類として額を裏付ける証拠書類を求めるなど客観的に補助金額を確認する手段を取り入れた方がより適切と考えられるものが半数以上見受けられた。

現地調査を行う（一部必要に応じて行うものを含む）としたのは47補助金（39.2%）であった。

なお、実績報告書に加え、経理審査を行っているものと、現地調査を行うとしたものの合計は86補助金（71.7%）という結果であった。

【表6】

(単位：件、%)

額の確定手続・検査方法	件数	構成比
実績報告書	34	28.3
実績報告書+経理審査	39	32.5
実績報告書+経理審査+現地調査	30	25.0
実績報告書+現地調査	17	14.2

合 計	120	100
-----	-----	-----

(注) 経理審査：実績報告書に支出等の証拠書を添付させた場合の審査。

現地調査：事業等の実施箇所、補助事業者の事務所等に出向き、実地により成果物や実績報告の内容を確認するための書類等の調査。

② 現地調査体制（検査職員数、復命書作成）

現地調査の体制については、随時の現地調査を行う 4 補助金の場合も含め51補助金を確認すると 2名で実施が 25補助金（49.0%）、1名で実施が23補助金（45.1%）という状況であった。なお、3名以上で実施が 3 補助金（5.9%）あった。

現地調査を行った場合に、復命書を書面で作成しているのは40補助金（78.4%）であった。

③ 確認内容等

ア 経理審査における確認書類

実績報告書に添付書類として経理関係書類を提出させ審査しているのは、39補助金（32.5%）であった。

経理審査では、次のような書類の写しを添付させていた。

契約書、発注書、納品書、請求書、領収書、支払伝票、総勘定元帳、賃金台帳、出勤簿、雇用保険料の事業主負担額資料、市町村の検査調書、固定資産・備品台帳、完成写真など。

経理審査の中には、支払を証する書類を提出させず、契約書や発注書、納品書などの書類のみで審査している事例も見受けられた。

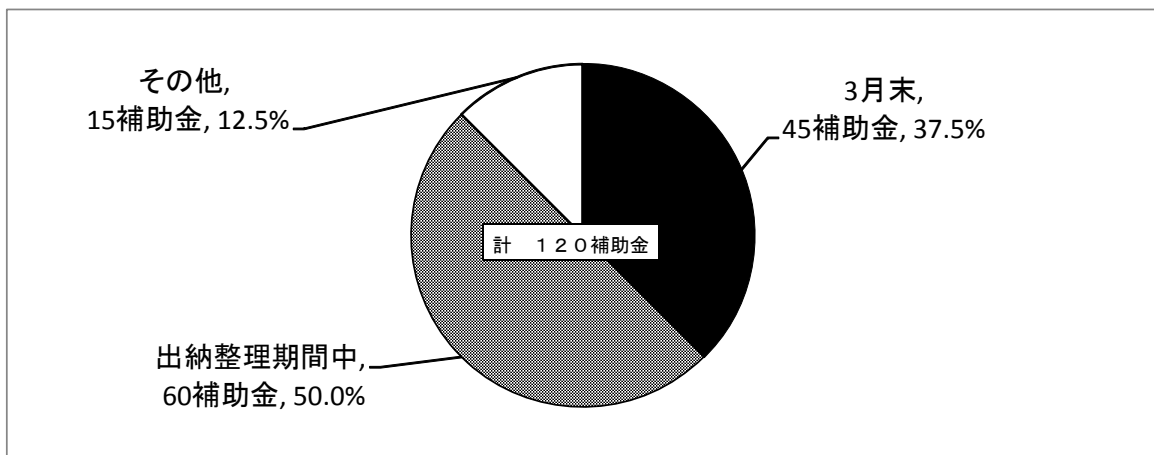
イ 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、「補助事業完了後30日以内又は〇月〇日のいずれか早い日」と規定するなど各補助金の交付要綱に定められているが、期限の設定は図3のとおり3月末までを期限とするものが45補助金（37.5%）、翌年度の4月から5月末（出納整理期間）までの間に期限を設定するものが60補助金（50.0%）、その他が15補助金（12.5%）という結果であった。

報告書は、ほとんどが提出期限内に提出されていたが、補助事業者側での事務手続に時間を要して期限を越えていたものがいくつか見受けられた。

また、運営費を補助対象とし、補助対象期間が年度末までとされているにもかかわらず、要綱に提出期限を3月31日と定めているものも見られた。

【図3：実績報告書の提出期限】



ウ 実績報告書の内容及び添付書類

実績報告書の内容における成果の記載については、様式上成果を記載させるものとなっていないため、事業等の実施事実の報告にとどまるものも多く見受けられた。

また、実績報告書に必要な添付書類については、「その他知事が必要と認める資料」、「事業内容を確認す

るために必要な資料」と定めている例が多く、各要綱において明確に定めているという状況ではなかった。

④ 現地調査の実施状況

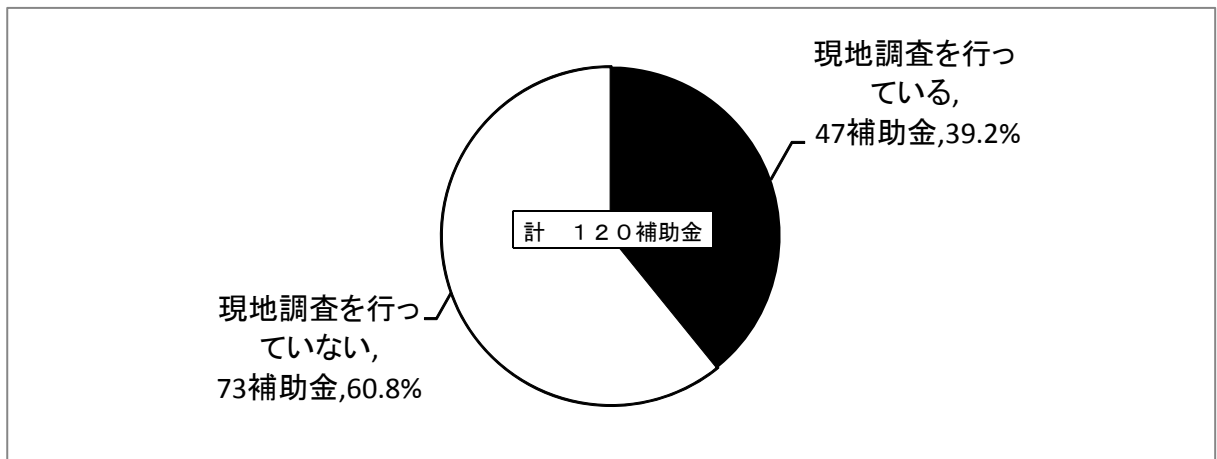
ア 実施状況

現地調査については、前述したように図4のとおり、行っているもの（一部必要に応じて行うものを含む）は47補助金（39.2%）で、行っていないものは73補助金（60.8%）であった。

施設整備などのハード事業については、ほとんどの場合に現地調査が行われている。

これ以外のいわゆるソフト事業の現地調査の場合は、経理関係の帳簿、収入や支出を裏付ける証拠書類、雇用関係を記録する簿冊や書類を確認するというものである。

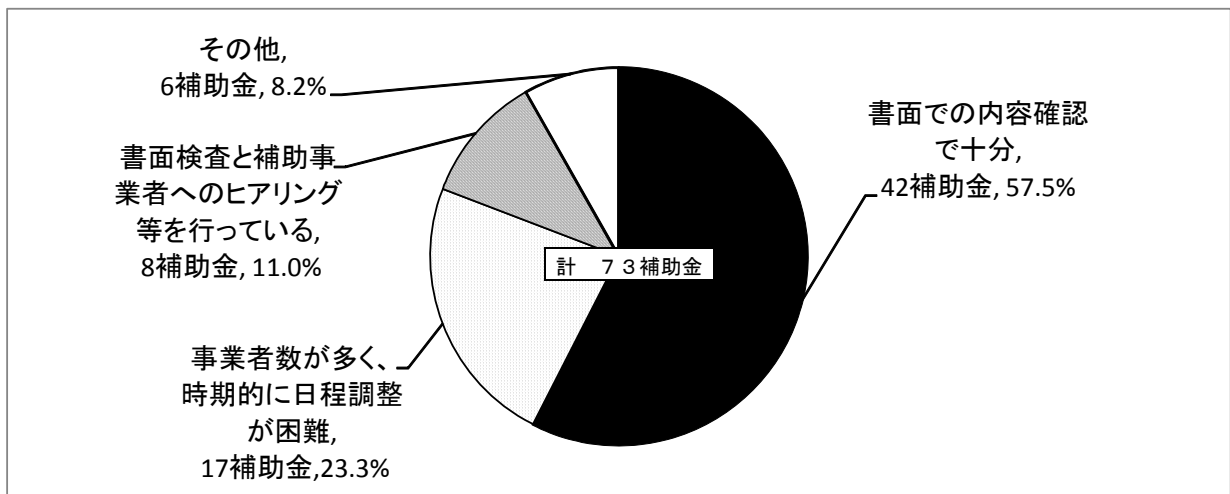
【図4：現地調査の実施状況】



イ 現地調査を行っていない理由

現地調査を行っていない理由は、図5のとおり、書面的内容確認で十分としたものが42補助金（57.5%）、次いで、補助事業者数が多く、時期的に日程調整が困難としたものが17補助金（23.3%）、また書面検査に加え適宜補助事業者へのヒアリングなどを行っているとしたものが8補助金（11.0%）という結果であった。

【図5：現地調査を行っていない理由】



ウ 現地調査の補完

通常は、現地調査を行わないが、補完的に、数年に一度、他の検査や監査の際に経理状況などを調査しているところも見られた。

補助事業者に経理関係書類を持参させヒアリングしているケースや、経理審査を行うことはないが、随時、事業者のところに向いて事業の進捗状況を確認しているとしたところもあった。

(3) 補助事業者への情報提供や指導・助言

補助事業者が補助事業の趣旨や目的などを理解しているかという点については、99補助金（82.5%）が「理解している」とした。

指導や助言の方法としては、個別に事務処理や技術指導を行うとしたものが多いが、補助事業者の状況に応じて、事業の申請段階や途中で説明会を開催したり、申請書等の記載要領やQ&Aを作成・配布したりと対応の組み合わせをするなど工夫している例も多く見られた。

補助事業者が、はじめて補助金申請を行うなどの場合は、“わかりやすい・平易な言葉で”、“専門用語を使用しないように”、あるいは、“手続きフロー図を使って”丁寧の説明をするなど、指導上の配慮をしているとしたのが、39補助金（32.5%）あった。

(4) 補助事業の成果・効果の確認や検証**① 実績・効果の把握**

補助事業の実績、効果や成果をどのように把握しているかという点については、実績報告書の記載内容、補助事業者へのヒアリングによるものが多いが、個別調査の実施や報告会の開催を行っているものもあった。

② 事業成果の検証

事業成果の検証については、補助事業終了後の一定期間経過後の事業報告を毎年求めることを要綱で定めているケースはあったが、他に具体的な取組は把握できなかった。

③ 目標数値等の設定状況

補助事業の目標数値等については、当該補助事業だけでなく、施策を構成する事務事業を単位として、行政評価を行っているというものを含めて54補助金（45.0%）が設定しているという状況であった。

事業の目的や性質から目標数値の設定は困難、あるいは適さないということから未設定としているものもあった。

④ 実績・成果の公表状況

補助事業の実績や成果については、81補助金（67.5%）が県のホームページ、補助事業者側のホームページなど何らかの形で公表している。

前述の目標数値の設定状況でも述べたように、当該補助事業だけでなく、施策を構成する事務事業を単位として行政評価を行っており、これを県の各課のホームページで公表をしていることをもって公表としているものも一定数あった。

(5) 補助金交付事務の改善の状況

所管課では、補助金事務の効率化や改善を図るため、次のような工夫をしていた。

- ・補助事業に係る手引きの作成による手続の統一化
- ・交付申請、実績報告の際のチェックリストの作成
- ・年度中途の事業実施状況ヒアリング
- ・補助事業者からの中間報告・補助後の状況把握を要綱で規定
- ・事業理解のための担当者による制度勉強会の実施
- ・補助事業者事務と担当者事務双方の軽減の観点から、様式の見直しを行い提出書類を削減、添付資料の省略等の見直しを実施

(6) 補助事業の見直し状況と所管課が認識している事務実施上の課題**① 見直し状況**

事業の見直しについては、事業内容の見直しと事務手続の見直しを併せて、69補助金（57.5%）で行われている。これらの大半は、次年度の予算要求にあたっての見直しに伴うものとみられる。

② 事務実施上の課題や意見・提案

補助金交付事務の実施にあたり、所管課からあげられた課題や改善に向けた意見・提案は、次のとおりであっ

た。

【課題】

- ・額の確定にあたって、補助事業期間が年度末までであるような場合に、各事業終了後に金額確定の事務を行うため、検査等の確認をする時間が少ない。
- ・年度末に完了する事業がほとんどであり、その時期に事務が集中する。
- ・提出書類に不備が多く、修正作業・追加提出等に時間を要する。
- ・事業実施計画承認と交付決定事務は重複する内容が多く、手続の簡素化が求められる。
- ・確定手続も含めて補助金交付の事務量が多く、簡素化できないか検討が必要。

【改善に向けた意見・提案】

- ・補助金交付事務の一般的な流れや注意点などを盛り込んだ統一的な要領の作成
- ・補助事業を実施する際に必要な全庁共通的な事務手続をまとめたもの（指針、手引き等）の作成
- ・標準的な交付要綱、様式等の作成

これらのことから、事務の簡素化・効率化、事務の手続に関する標準化、統一化を図ることなどを職員が課題と感じていることがうかがえる。

第4 監査意見

監査対象を抽出するために知事部局、教育庁、警察本部に行った事前調査によると、56所属に312の県単独補助金等があることが分かった。

部局のバランス等を踏まえ、本庁の30所属の120補助金を抽出し、「第2 監査の概要」で記載したように、7つの着眼点から監査を行ったが、額の確定の検査方法や補助金交付要綱の規定内容などについて、見直しや検討を要するものが見受けられた。

今回の監査テーマは「県単独補助金等の額の確定事務について」だったが、補助金の額の確定事務以外の点でも、見直した方が良いものもあったので、以下に述べる意見を踏まえ、額の確定事務や補助事業全体の事務が適正かつ効率的に行われるよう、今後とも不断の見直しを行われたい。

1 額の確定に係る検査について（共通）

額の確定にあたり、実績報告書と収支決算書のみで検査をし、確定していたものもあり、検査の内容や方法の見直しを検討した方が良いものが一部見受けられた。

こうした中、複数の所管課において、検査を統一化し、適正かつ効率的に行うために、補助事業の手引きに額の確定に係る項目（額の確定の手順や確認する内容と方法等）を記載することやチェックリスト（検査ポイントや確認すべき書類がチェック項目別に一覧化して記載されたもの）を作成し、活用しているところがあった。

こうした取組を行っていない所管課においては、これらを参考に、各部局主管課と協議をしながら補助金の目的、補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストを作成することを検討されたい。

2 実績報告について（共通）

(1) 成果の記載

補助金等交付規則第10条では、「補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない」と規定されているが、監査では、所管課で定められた実績報告書の様式が、実施事実の報告にとどまり、成果が読み取りにくいものも多く見受けられた。

現在の実績報告書の様式で、成果が読み取りにくいものについては、成果の記載欄を設けるなど見直しをされた。

また、目標が数値化できなくて、成果を記載するのが難しいものについては、定性的な目標をたててその成果を記載するなど、可能な限り記載するよう工夫をされたい。

(2) 提出期限

補助対象経費や補助事業者の事務手続・事務処理期間などからすると、実績報告書の提出期限を3月末までとすることが適当でない補助事業も見受けられた。

実績報告書の提出期限については、実態を踏まえ、今一度見直ししていただきたい。

(3) 添付書類

実績報告書の添付書類として、交付要綱や交付要領に「その他知事が必要と認める書類」とか「その他参考資料」と規定しているものが多く見られ、同じ事業でも補助事業者によって添付書類が違うものもあったので、最低限添付して欲しい書類は予め明確にされたい。

3 現地調査について（共通）

平成25年度に実施した財政的援助団体等監査において、補助事業に係る実績確認の関係で、所管課に対して「実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい」と意見を述べたところであるが、今回の監査では、額の確定に係る検査が現地調査なしで、実績報告書やそれに添付された証拠書類の審査により行われていたものが全体の約6割あった。

次のような場合は、現地調査を行い、実施結果の確認をした方がより適切と思われるので、現地調査の実施に努められたい。

- ・ 運営費補助の場合（特に人件費補助をしている場合）
- ・ 補助対象経費の内容が幅広く、執行経費を特定しにくい場合
- ・ 補助対象経費が高額の場合

なお、現地調査は毎年度行うことが望ましいが、所管課においては現地調査に要する時間や人員体制などを考慮して、次のような方法を参考に計画的に実施することも検討されたい。

- ・ 別の用務での訪問機会を利用して行う
- ・ 2～3年に一度行う
- ・ 調査事項や調査先を絞って行う

4 補助事業者への情報提供や指導・助言について（共通）

補助事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されるためには、所管課は補助事業者に対して、適時に十分な情報を提供し、丁寧な指導をしていくことが常に求められる。

補助事業者への情報提供や指導にあたって、工夫しながら積極的に取り組んでいる事例が次のとおりあったので、参考にしてもらいたい。

<参考となる取組>

- ・ 農畜産関係補助事業の手引き（事業者用、県・市町村職員用）の作成
- ・ 手続フロー図を提供しながら、進め方を打ち合わせ
- ・ 県のホームページに制度内容の説明、要綱・様式及び記載例を掲載
- ・ 事前相談時に事業者の説明するための資料「助成金ご利用の流れ」を配備し、面談の上で指導助言
- ・ 説明会開催や記載要領・Q&Aの配布 など

なお、情報提供にあたっては、補助事業者が補助事業に不慣れだったり、補助事業者の事務担当者が替わったりした場合には、より丁寧な説明をするよう留意されたい。

5 補助事業の実績・成果の公表と効果の事後検証について（共通）

(1) 実績・成果の公表

補助事業の実績や成果については、公益性・透明性の確保の観点から公表することが望まれる。

今回行った監査では、全体のおよそ6割が、県のホームページなどで補助事業の実績や成果を公表していると回答があったが、補助事業に対する県民の理解の促進や、利活用の促進など、公表することで効果が期待されるものについては、様々な手段を活用して積極的に公表されたい。

現在、補助事業の実績や成果を公表していない所管課にあつては、今一度検討し、何らかの形で公表するよう努められたい。

(2) 効果の事後検証

補助金は、公益上必要と認められる場合に交付することとされており、その効果の検証は必要不可欠である。

補助事業の効果については、行政評価や予算要求の協議の中でも毎年度検証が行われているところであるが、補助事業によっては事業効果の発現に時間を要するものもあり、補助事業終了後の一定期間、事業報告を求めて効果を検証している事例もあるので、補助事業の効果検証にあたっては、事業内容を再点検し、事後検証が必要なものがあれば可能な限り検証されたい。

6 補助金交付要綱について（財政課、出納局、共通）

補助金交付要綱については、県には、標準的なものがなく、国や他課の交付要綱等を参考にしながら、それぞれの所管課で定めている。

監査では、交付要綱に財産処分や帳簿の保存に係る規定がないなど、規定内容の一部不備が認められるものが見られた。

交付要綱の不備をなくし、統一性を持たせる観点からも、補助金等交付規則と予算規則の所管課である財政課が中心となって、交付要綱の参考例を示すなど事務の適正化に向けた取組を進められたい。

7 職員の補助金事務遂行力の向上について（出納局）

職員が補助金事務に必要な知識を身につけ、事務遂行力を向上させるためには、研修や手引きなどが有効である。

(1) 会計研修の充実

出納局では、毎年度、会計事務全般の研修を行っているが、この研修の中に補助金事務の説明時間を設け、次のような事項を盛り込むなど、会計研修を充実されたい。

- ・実績報告書の提出期限について
- ・履行確認と額の確定のそれぞれの意義について
- ・帳簿の保存期限の規定の趣旨について

また、補助金の決裁にあたっては、事務手続の知識はもとより会計知識も身につけておくことが重要である。

現在行われている会計研修では、決裁者（グループリーダー以上）も受講対象としているが、受講は任意となっているので、グループリーダー級の職員に対する会計知識の付与方法について検討されたい。

(2) 審査事務の手引きの見直し

出納局により「審査事務の手引き」が作成され、職員に利用されているところであるが、補助金の手続に関する説明の中で、実績報告書提出後の内容確認（検査）と事業完了時の履行の確認（検査）との関係が、分かりづらい内容になっている。

適正・的確な補助金事務が行われるように、より分かりやすい手引きとなるよう見直しされたい。

8 新たな施策展開に向けた補助事業の状況把握等について（共通）

新たな施策展開を考えるにあたっては、補助事業の実施状況はもとより事業現場における課題やニーズ、事業終了後の成果などを把握することが重要である。

このため、事業完了時だけでなく、事業実施中や事業終了後数年は可能な限り現場に赴いて、補助事業者や関係者（間接補助事業者など）と直接意見交換したり、ヒアリングしたりする機会を多く設けられたい。

また、補助事業を市町村への間接補助としている場合は、補助事業終了後は、県は市町村だけではなく、実施者のところにも可能な限り出向いて状況を確認するなど、補助事業のフォローアップにも努められたい。

9 補助金の見直しについて（共通）

所管課においては、補助金については毎年度行われている行政評価の事務事業評価の中で事業の直接的・間接的な成果などについて評価・点検されている。

また、毎年度財政課から示される「当初予算要求指針」の中の「補助金見直し基準」などを参考に、事業効果や目的達成などの観点から課内協議が行われ、次いで、主管課・財政課などとの協議を経て、整理・合理化、廃止などの見直しが行われている。

補助金については、今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しを行われたい。

なお、監査した補助金の中には、通年公募のため申請の早いものから採択され、早い者勝ちともいえるような補助金があった。

公募式の補助金については、公平性の観点からも、一定の公募期間を設け、募集を締め切ってから事業内容や効果の良否によって採択するなど工夫をされたい。

一方で、補助金は手続が煩雑で、事務処理に多大な時間を要するという課題もある。

このため、事務の適正な執行を確保した上で、所管課の事務担当者や補助事業者の事務負担の軽減を常に念頭において、事務の簡素化に配慮されたい。

島根県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成26年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 3 月24日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

第1 監査の概要**1 財政的援助団体等監査の趣旨**

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体**(1) 監査対象団体**

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成25年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	3	3					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	18	8	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	2	2					

社会福祉法人	14	14					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	26	20	2	1	3	1	3
合 計 (注3)	114	85	7	5	24	1	18

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、

「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成26年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	監 査 実 施 団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 と し た 財 政 的 援 助 等 の 内 容
1	(公財) しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
2	(公社) 島根県トラック協会	交通対策課	補助金
3	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	負担金
4	(公財)しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金
5	アイカム(株)	健康福祉総務課	指定管理
6	浜田ビルメンテナンス(株)	健康福祉総務課	指定管理
7	(一社) しまね地域医療支援センター	医療政策課	補助金
8	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
9	(公社) 島根県畜産振興協会	農畜産振興課	出資
10	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
11	(公社) 島根県林業公社	林業課	補助金・貸付金・ 損失補償・出資
12	島根県漁業信用基金協会	水産課	出資
13	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金
14	(公財) しまね産業振興財団	産業振興課	補助金・出資・指 定管理
		中小企業課	貸付金・損失補償
15	(一財) 島根県石央地域地場産業振興 センター	産業振興課	出資
16	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金
17	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金
18	美濃商工会	中小企業課	補助金
19	吉賀町商工会	中小企業課	補助金
20	安来商工会議所	中小企業課	補助金
21	出雲空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資
22	石見空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資
23	大畑建設(株)	都市計画課	指定管理

24	北陽ビル管理（株）	社会教育課	指定管理
25	（公財）島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資

なお、上記25団体のうち、指定管理を行っているのは7団体で、その施設は次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	平成25年度 指定管理料(千円)	利 用 料 金 制
1	しまね海洋館 (アクアス)	(公財) しまね海洋館	128,505	○
2	三瓶自然館(サヒメル) 及びその附属施設	(公財) しまね自然と環境財団	270,060	○
3	東部総合福祉センター (いきいきプラザ島根)	アイカム(株)	86,499	
4	西部総合福祉センター (いわみーる)	浜田ビルメンテナンス(株)	76,012	
5	産業高度化支援センター (テクノアークしまね)	(公財) しまね産業振興財団	237,642	
6	万葉公園	大畑建設(株)	36,481	○
7	青少年の家 (サン・レイク)	北陽ビル管理(株)	67,600	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成25年度を対象とし、必要に応じ平成24年度及び平成26年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監 査 実 施 団 体 名	監 査 実 施 年 月 日
1	(公財) しまね海洋館	平成26年11月12日
2	(公社) 島根県トラック協会	平成26年11月10日
3	一畑電車沿線地域対策協議会	平成26年10月30日
4	(公財) しまね自然と環境財団	平成26年11月12日

5	アイカム（株）	平成26年11月10日
6	浜田ビルメンテナンス（株）	平成26年11月11日
7	（一社）しまね地域医療支援センター	平成26年10月29日
8	（公財）島根県障害者スポーツ協会	平成26年11月10日
9	（公社）島根県畜産振興協会	平成26年11月7日
10	（公財）島根県みどりの担い手育成基金	平成26年11月6日
11	（公社）島根県林業公社	平成26年11月6日
12	島根県漁業信用基金協会	平成26年11月5日
13	（公社）島根県観光連盟	平成26年11月5日
14	（公財）しまね産業振興財団	平成26年11月6日
15	（一財）島根県石央地域地場産業振興センター	平成26年11月11日
16	島根県中小企業団体中央会	平成26年11月7日
17	島根県商工会連合会	平成26年10月30日
18	美濃商工会	平成26年11月11日
19	吉賀町商工会	平成26年11月12日
20	安来商工会議所	平成26年11月6日
21	出雲空港ターミナルビル（株）	平成26年10月29日
22	石見空港ターミナルビル（株）	平成26年11月12日
23	大畑建設（株）	平成26年11月11日
24	北陽ビル管理（株）	平成26年10月29日
25	（公財）島根県暴力追放県民センター	平成26年11月10日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

- 監査委員 藤 間 恵 一
- 監査委員 平 谷 昭
- 監査委員 錦 織 厚 雄
- 監査委員 後 藤 勇

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はII 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正を求めて指導、指示する事項が15件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じた意見は4件である。

なお、意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（10件）

- ア 執行伺の記載に不備があったもの
- イ 理事会への報告が未実施だったもの
- ウ 備品の調達に不備があったもの
- エ 補助金の過年度不用額が発生したもの
- オ 領収書が未発行であったもの

- カ 契約事務に不備があったもの
- キ 取締役会への付議基準が定められていなかったもの（2件）
- ク 取締役会の記録・資料保存が不十分だったもの
- ケ 資金管理方針が整備されていないもの

(2) 指示事項（所管課）（5件）

- ア 指定管理に係る基本協定書に必要事項が規定されていないもの
- イ 補助事業に係る要綱の記載が不足しているもの（2件）
- ウ 必要な財産異動報告がなされていないもの
- エ 契約事務についての指導が十分でなかったもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次の4件（団体、所管課各2件）である。

指定管理者制度について

平成16年度から始まった指定管理者制度は、10年が経過し、平成27年4月から新たな指定管理期間が始まる（一部施設を除く）。

この期間においても、同制度の趣旨に沿った管理・運営が求められるところであり、指定管理者、施設所管課においては、以下の点に留意しながら指定管理施設の管理・運営を行われたい。

(1) 団体に対する意見

① 県民サービスの質の維持・向上について【該当指定管理者】

指定管理者制度は、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを導入目的としている。

このことも踏まえ、平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、指定管理の期間設定等について個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたいと意見を述べたところである。

平成26年7月に改正された指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインにおいて、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設については、5年を超える指定期間の設定が可能となった。

今年度更新の手続を行った24施設のうち8施設において指定期間を従来の5年から8年に延長することとなった。いずれの施設の管理予定者も現指定期間に引き続き指定されており、今まで蓄積したノウハウを十分に活用するとともに、職員の専門性を一層高めるための人材育成等に取り組み、より質の高いサービスの安定的な提供に努められたい。

② 利用者の安全確保について【各指定管理者】

指定管理施設の管理・運営に当たっては、利用者サービスの向上のみならず、その安全が確保されることが重要である。

この度の指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインの改正において、指定管理者は管理施設の保全を的確に行うための年間保全計画の作成と計画実施状況の報告を行うこととされた。

保全計画の作成・実施に当たっては、施設利用者の安全を念頭に置くとともに、定期的な避難訓練の実施や協定で定めた危機管理マニュアルの点検を行うなどにより利用者の一層の安全確保に努められたい。

(2) 所管課に対する意見

① 県民サービスの質の維持・向上について【所管課】

団体への意見で述べたように、8施設において指定期間を8年に延長することとなったが、各指定管理施設の所管課におかれては、当該施設の運営に当たって期間延長の効果が発揮できるよう指導されたい。

また、県民サービスの質の維持・向上を図るためには、指定管理者自らの取組に加え、所管課における利用者ニーズ・満足度の把握も重要となる。

平成27年4月から始まる新たな指定管理期間においては、指定管理者が実施する調査等に加え、所管課においても定期的な調査・点検等を行い、県民サービスの質の維持・向上に努められたい。

② 利用者の安全確保について【所管課】

今後、各施設においては、施設の長期保全計画及び5年以内に必要となる修繕をまとめた維持保全計画を元に指定管理者が年間保全計画を作成・実施することになる。

所管課におかれては施設管理の責任主体であるという自覚を持って、各指定管理者において安全を念頭に置いた適切な年間計画の作成・実施がなされ、合わせて危機管理マニュアルに基づいた安全確保の取組を着実に行って施設の安全な利用が確保されるよう指導されたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財)しまね海洋館	所管課	地域政策課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 100,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館（アクアス）（所在地：浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 128,505千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	(公社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県運輸事業振興助成補助金

① 内容

軽油引取税の税率上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(公社)島根県トラック協会が実施する次のような事業について補助金を交付する。

- ・交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー、バックモニター装置等導入助成、ドライバー再教育研修会の実施等）
- ・貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロールの実施等）
- ・環境保全対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会の開催等）
- ・緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送体制整備、防災訓練参加等）
- ・中小企業等対策（事業者研修会の開催、近代化基金融資制度等）
- ・(公社)全日本トラック協会への出捐

② 補助金額 111,121千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会活性化事業特別会計利用促進事業負担金

① 内容

地域住民、観光客等の一畑電車利用を促進するために、団体が実施する利用促進事業（イベント支援事業、通勤定期運賃助成、シルバー切符運賃助成、観光案内業務支援等）に要する経費を負担する（県1/2）。

② 負担金額 6,000千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕に係る工事、電気設備保守・点検業務、車両定期検査に要する経費を団体が補助するために要する経費を負担する（県1/2）。

② 負担金額 58,618千円

ウ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する営業路線に係る信号保安設備、線路設備、電路設備、車両設備等の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために要する経費を負担する（県1/2）。

② 負担金額 70,489千円

エ 一畑電車沿線地域対策協議会鉄道施設安全対策事業負担金

① 内容

国の経済対策により、一畑電車（株）が実施する営業路線に係る信号保安設備、防護設備、線路設備、電路設備、変電所設備等の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために要する経費を負担する（県1/2）。

② 負担金額 48,888千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車（株）への支援として、赤字補填による助成が行われてきたが、平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、鉄道施設の整備に要する費用について補助をしてきており、平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資が行われている。

一方、一畑電車（株）においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などにより利用促進に取り組み、収入増を図っているところである。

しかしながら、モータリゼーションの進行や人口減少・少子化の影響等により通勤・通学の利用客数は減少傾向にあり、観光客による利用も平成25年度は出雲大社平成の大遷宮により大幅に増加したものの、今後の動向は不透明であり、収入を確保するためには一層の利用促進を図る必要がある。

については、「一畑電車支援計画（平成23年度～平成27年度）」の更新に合わせて、これまでの支援事業による効果を検証した上で、一畑電車（株）による自助努力を促しつつ、構成員である沿線自治体の支援や役割分担等を含め、一層利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

				自然環境課
--	--	--	--	-------

4	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	環境政策課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 123,000千円(県出資比率:92.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 38,123千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館(サヒメル)及びその附属施設(所在地:大田市)

① 指定管理業務の内容

- ・三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- ・環境学習の推進に関する業務 等

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 270,060千円(平成25年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課(自然環境課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

観光での活用について

三瓶自然館は、自然系博物館としての教育機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。

平成25年度の入館者数は16万2千人で、ここ10年間で最多となり、児童・生徒等の教育に加え、県央部の観光客の入り込みにも寄与している。

一方、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には学校等の団体利用に適した施設(事前学習室など)がないため、教育利用が進みにくい実態もあり、来園者も、近年は2万5千人余で横ばいとなっている。

埋没林公園については、平成23年度監査で周辺施設の整備について意見を述べ、検討が進められているようであるが、三瓶自然館と合わせて、県央部の魅力的な観光資源であり、現在県が力を注いでいる観光振興にも大いに寄与するものと思われる。

観光部局との連携を図りながら、利便性・魅力向上について検討を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	アイカム（株）	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年9月17日

(2) 団体の形態 株式会社（所在地：松江市）

(3) 主な事業内容

カーテンの製造・販売・レンタル、建物の清掃・保守管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）（所在地：松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・島根県立心と体の相談センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 86,499千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について

施設使用料は、「島根県立総合福祉センター条例施行規則」により前納とされており、キャンセルをした場合は、使用日の7日前までは前納使用料の8割、3日前までは5割を還付することになっている。

しかしながら、利用日当日に使用料を納付するケースが多くあり、前納せずにキャンセルした場合には、いわゆるキャンセル料が徴収されずバランスを欠いている。

安易なキャンセルの発生を抑制し、施設の公平かつ効率的な利用を図る観点から、前納期日の明確化とその徹底を図られたい。

② 使用料の減免手続の適正化について

「島根県立総合福祉センター条例」では、「知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」とし、同規則で「社会福祉法人その他これに類する団体のうち知事が使用料を減免することが適当と認めたものが、福祉の増進の目的のために使用するとき。使用料の全額」と定めている。

また、同管理規程で「使用料の減免を受けようとする法人等は、使用料減免承認申請書(様式第5号)により、指定管理者を経由して知事に申請しなければならない。」としている。

しかしながら、実態を確認したところ、社会福祉法人等に対する減免(いわゆる減免団体)については、一度の申請で減免を承認し、その後は使用許可申請書で指定管理者が目的に沿った利用かどうかを判断していた。

現在、減免団体数は全県で350団体以上にも及び、その活動についても趣味の会など多種多様であり、真に減免理由に該当するのかをしっかりと確認する必要がある。

定期的に減免団体の確認を行うとともに、具体的な事例も含めて減免基準を明確化するなど、減免に係る規程の見直しを行い、適切な使用料の減免手続を行われたい。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

上記②のとおり、社会福祉法人等については減免ができることになっており、規程で減免承認申請の手続が定められているが、同規程において「いきいきプラザ島根及びいわみーるに入居する法人等については、この手続を省略するものとする。」とされている。

施設設置(規程作成)時の経緯については不明であるが、現在の入居団体を見ると必ずしも減免の対象となる団体とは限らない。

このことから、入居団体に対する減免の可否の判断はどのように行っているのかを確認したところ、使用許可申請書により指定管理者が個々に判断しているとのことであった。

しかしながら、減免の承認については知事が行うことになっており、入居団体が即減免ではなく、団体の活動や使用の目的に応じて減免の判断が行われるべきと考えられるので、減免承認申請書の提出を省略する規定について見直しを行われたい。

④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

指定管理者は、指定に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであるが、無料で利用できる減免対象者が増加すると有料利用者が利用しにくい状況となり、使用料収入は減少する。

このことは、県の収入が減少することになるとともに、指定管理者にとってはメリットシステムが有効に機能しないことになる。

そこで、前回の監査において、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討を要請したところであり、指定管理者においては、減免団体のキャンセルがあった場合には、事前に申し込みのあった者に連絡するなどの対応が行われている。

一方、県においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起は行われているものの、利用方法の見直しについては具体的な対応がなされていない状況であった。

この施設については、条例の設置目的にあるように広く県民の福祉の向上のために利用されることを期待するものであり、減免対象者による利用が拡大することはその目的に合致するものであるが、減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。

そもそもメリットシステムを適用することがふさわしい施設であるかどうかについて検討するとともに、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて具体的な対応(減免対象者や減免率の見直し、キャンセル料の徴収等)を検討されたい。

※ メリットシステムとは

指定管理業者の努力によって利用者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その増(減)収分の1/2について当年度の指定管理料を増(減)す

るものである。

6	団体名	浜田ビルメンテナンス（株）	所管課	健康福祉総務課
---	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和59年11月29日
- (2) 団体の形態 株式会社（所在地：浜田市）
- (3) 主な事業内容

建物の清掃・保守管理、警備業務、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 西部総合福祉センター（いわみーる）（所在地：浜田市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・島根県立西部社会教育研修センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 76,012千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

② 使用料の減免手続の適正化について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

なお、「減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。」とあるのは、「減免団体及び入居団体の利用が6割強を占め、利用料収入が約930万円であるのに対し減免額は約1,880万円となっている。」と読み替える。

7	団体名	（一社）しまね地域医療支援センター	所管課	医療政策課
---	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成25年3月21日

(2) 設立目的

島根県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 一般社団法人しまね地域医療支援センター管理費補助金

① 内容

(一社)しまね地域医療支援センターの管理に要する経費を補助する。

② 補助金額 11,836千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

業務拡大に伴う支援について

当団体の目的は、一人でも多くの若手医師に本県を軸足とした研修・勤務をしてもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っているが、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は当分の間、毎年20名以上増えていく予定であり、それに伴って業務量が増えていくことが予想される。

事業効果を十分に検証の上で、事業実施に支障がないよう必要な支援を行われたい。

8	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
---	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

昭和55年から昭和58年にかけて、前身の(財)島根県身体障害者スポーツ協会に置かれた身体障害者スポーツ振興基金に補助金1億円を支出した。この基金は昭和62年に基本財産に繰り入れられたため、この1億円は出資金として整理されている。

また、平成12年3月の(財)島根県障害者スポーツ協会設立に際し、団体の活動基盤の充実強化を図るため、基本財産として1億円出資した。

出資金額 200,000千円(県出資比率:78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

障がい者スポーツの普及や障がい者スポーツ活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、障がい者アスリー
トの活動支援、障がい者スポーツ活動の支援者の確保・育成などの事業を行っている。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	(公社) 島根県畜産振興協会	所管課	農畜産振興課
---	-----	----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和43年3月13日

(2) 設立目的

畜産業を営む者に対して、経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策、家畜の改良並
びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の振興に寄与し、もって国民への安
全で安心な畜産物を安定的に提供する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 90,000千円 (県出資比率: 41.1%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業、肉用子牛、肥育牛の経営安定のための補給金、補て
ん金の交付に関する事業、家畜伝染性疾患の予防措置及び自営防疫の推進に関する事業などを行っている。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	---------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることによ
り、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県
民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円、合計20億円出資した。

長引く低金利のため当初計画していた運用益が得られないため、平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩して運用財産とし、事業を実施してきた。

平成24年度からは基本財産を特定資産に移行し、中期事業計画（平成24年度～平成29年度）に基づき、これを取り崩しながら事業を実施している。

平成24年度及び25年度の取崩額は、20,480千円である。

出資金額 1,507,792千円（県出資比率：88.4%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等を対象に人材育成、労働安全管理、雇用改善に係る各種助成事業を実施している。

事業は、特定資産の運用益と取り崩しにより行われている。

イ 事業費 40,306千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 助成事業の実施方法の見直しについて

助成事業の執行において、次のような事例があったので、ニーズに応じた効果的な事業が実施できるよう弾力的な運用を検討されたい。

- ・各種助成事業のうち3事業については、要綱上、変更交付申請の規定がないため、実績額が交付決定額を上回るようになっても当初の交付決定額のままで額が確定されている。
- ・助成事業間の予算配分の調整が行われていないため、交付決定額が予算額を大きく下回っている事業がある一方、交付申請額が予算額を上回ったため、申請額を大きく削って交付決定されている事業がある。

② 中期事業計画の見直しについて

森林整備を継続的に進めていくためには、若年層を中心とする担い手の確保・育成が重要であるが、最近の産業全体の雇用状況から林業労働力の確保は一層厳しいものとなっている。

こうした中、平成27年度から中期事業計画の第2期が始まることから、団体においては関係機関（県林業課、農林大学校、県木材協会、林業労働力確保支援センター）による検討会を設置して、事業内容等の見直しを進めている。

効果的な事業が実施できるよう第1期の事業執行状況等を評価するとともに、状況の変化や森林組合等助成対象者のニーズを十分に把握した上で、事業の見直しを進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

11	団体名	(公社)島根県林業公社	所管課	林業課
----	-----	-------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和40年6月16日

(2) 設立目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、また財政基盤の強化等のため、基本財産を出資している。

出資金額 225,000千円(県出資比率:50.0%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

① 内容

松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理するため、該当地を分収契約から除外する手続に要する経費及び該当地に係る日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する経費を補助する。

② 補助金額 5,399千円

イ 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金

① 内容

造林地における長伐期施業転換を推進するため、それに伴う分収林契約変更に必要な事務経費(変更登記に要する経費等)を補助する。

② 補助金額 11,410千円

(2) 貸付金

ア 島根県林業公社事業資金

① 内容

団体が行う分収造林事業の実施等に要する資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成24年度末残高	37,047,417千円
平成25年度貸付額	790,908千円
平成25年度返済額	1,216千円
平成25年度末残高	37,837,109千円

イ 林業就業促進資金

① 内容

新たに林業に就業しようとする者を対象として、就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う団体に対し、必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成24年度末残高	146,093千円
平成25年度貸付額	30,000千円
平成25年度返済額	35,550千円
平成25年度末残高	140,543千円

(3) 損失補償

① 内容

団体が分収造林事業の実施等に充てるため日本政策金融公庫等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成25年度末損失補償債務残高 21,605,243千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第4次島根県林業公社経営計画（平成26年度～平成35年度）の推進について

団体では、昭和40年の設立以来、森林資源の充実による公益的機能の発揮や中山間地域の振興などに寄与することを目的として、分収造林事業に取り組んできたが、この事業は団体のみが費用を負担する仕組みとなっており、その財源が主として造林補助金と借入金により賄われてきたことから、団体の借入金（平成25年度末残高は535億円余）と利息負担は増大し続けている。

一方、県は、団体に対し無利子貸付や損失補償など多額に上る財政的援助を行うことにより、その経営を支えてきたところである。

こうした状況を踏まえ、団体においては、増大し続ける借入金と利息負担に対処するため、平成11年度に「島根県林業公社経営計画（平成11年度～平成20年度）」を策定して以来、5年ごとに計画を策定し、経営林の施業方針を長伐期非皆伐施業へと転換するとともに、分収林契約と森林整備の見直し、利息負担の軽減対策などを柱とする経営改善策を行ってきたが、木材価格が計画時よりも大幅に下落したことにより、目標としていた長期収支不足の縮減達成には至らない見通しとなった。

このため、県と団体では、平成25年9月に外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、次期経営計画の策定に当たっての検討が行われ、主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」について提言が行われた。

この提言を受けて、団体では、主伐の開始を主とする第4次経営計画を平成26年3月に策定し、平成95年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、a)主伐による増収対策（有利な国庫補助事業の活用による収支改善）、b)バイオマス利用による増収対策（林地残材として廃棄されていた木材のバイオマス利用による増収）、c)不成績林等の処理（不成績林等の契約解除（収入が見込めない経営林の整理））、d)生育状況に応じた生産手法の導入（枝打ち、除伐の省略）、e)主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息軽減などの経営改善策に取り組むこととしている。

しかしながら、木材価格の長期低迷が続く中で、こうした経営改善策を実施したとしても依然としてなお多額の長期収支不足が見込まれており、県から大きな財政的援助を受けている団体においては、その厳しい現状を重く受け止め、次の点にも留意しつつ、県と一体となって第4次経営計画の推進に全力で取り組まれない。

① 県民への正確かつ丁寧な情報提供について

団体の経営に当たっては、県の財政支援を伴うことから県民負担の軽減に努めるとともに県民理解の醸成を図ることが不可欠である。

そのためには、団体の経営状況や地域経済への波及効果、公益的機能の発揮による地域貢献について、県民に正確でわかりやすい説明や情報提供を積極的に行う必要がある。

② 実施計画の策定について

第3次経営計画（平成21年度～平成30年度）における木材販売収入は約5億円であったが、第4次経営計画（平成26年度～平成35年度）における木材販売収入は約55億円とされており、当該収入確保や目標とする収支不足の圧縮に向けては、実効ある着実な経営戦略が問われることになる。

経営計画では、平成95年度の収支不足の見込額は示されているが、ここ10年間については、資金ベースで

の収支計画が作成されているだけで、年度毎にどの程度の収支改善が見込まれるのかが明確になっていない。

まずは、早急に具体的な行動や収支についての5か年程度の計画を策定し、毎年度、検証することにより、効果的な事業の実施、着実な収益の計上と借入金返済など、現実を見据えた経営戦略を立てていく必要がある。

③ 計画の進捗状況の点検・評価と改善について

経営計画及び実施計画の実行に当たっては、その進捗状況を点検・評価し、改善を図っていくことが重要である。

また、今後は、保育事業から主伐事業に移行していくことから、計画の実施状況によっては、外部有識者による検討委員会を設置するなど客観的に状況を把握し、現実的な経営戦略を構築していけるよう、的確な進行管理を行っていく必要がある。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第4次島根県林業公社経営計画の推進について

団体に対する意見で述べたように、経営計画に基づく経営改善の取組如何によっては、今後の県の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その実施状況の検証を行うなど、経営計画の取組目標が確実に達成されるよう団体と一体となって経営計画の推進に取り組まれない。

また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

※ 分収造林事業とは

①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者(市町村)、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者(団体)の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合(分収割合)で分け合うものである。3者の分収割合は、平成12年度以降に締結された契約分については、土地所有者30%、市町村5%、団体65%となっている。

12	団体名	島根県漁業信用基金協会	所管課	水産課
----	-----	-------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年8月20日

(2) 設立目的

中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 1,226,550千円(県出資比率:40.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

中小漁業の振興を図るため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等に対してその債務を保証する。出資は、保証能力の拡大及び財務基盤強化のための基金としている。

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

本県の観光事業の振興を図るため、団体の運営費及び事業費の一部を補助する。

② 補助金額 25,129千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 17,847千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

全県的な観光振興について

平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書では、所管課に対し「神々の国しまね」プロジェクトや「ご縁の国しまね」キャンペーンなど観光振興のこれまでの取組の成果を継続・発展させ、地域資源を生かした更なる魅力アップや広域的な旅行商品づくりなどにより県内全域への観光誘客の拡大に努められるよう意見を述べたところであるが、平成26年の主要観光施設等動向(入り込み客数)においては6月以降、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増の反動減と思われる傾向が県東部の施設を中心に見受られる一方で、石見・隠岐地域においても入り込み数の減少傾向が続いている施設がある。

観光地間競争の激化や景気回復の遅れなど厳しい状況下であるが、団体においても所管課や石見・隠岐地域の観光振興組織と連携して観光資源の育成や誘客宣伝活動等に取り組み、施策効果が全県的に波及するよう努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	(公財) しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 中小企業課
----	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 146,196千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

法人の管理事業（需用費、負担金等）

イ 事業費 59,099千円（うち基本財産利息収入は、2,324千円）

(2) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 500,209千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 236,745千円

(3) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成24年度末残高	518,697千円
平成25年度貸付額	160,805千円
平成25年度返済額	97,142千円
平成25年度末残高	582,360千円

イ 小規模企業者等設備資金貸付金

① 内容

従業員数20名以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備資金貸付事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成24年度末残高	13,783千円
平成25年度貸付額	0千円
平成25年度返済額	12,055千円
平成25年度末残高	1,728千円

ウ 島根県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300名以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成24年度末残高	288,647千円
平成25年度貸付額	82,850千円
平成25年度返済額	61,247千円
平成25年度末残高	310,250千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成25年度末損失補償債務残高 374,814千円

イ 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成25年度末損失補償債務残高 203,947千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ・島根県立産業高度化支援センター及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 237,642千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	（一財）島根県石央地域地場産業振興センター	所管課	産業振興課
----	-----	-----------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年8月30日

(2) 設立目的

島根県石央地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上及び福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 10,000千円（県出資比率：33.3%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

展示会・見本市等販路開拓事業、教育・研修・実習等人材養成事業、情報の収集・提供及び交流事業、地域産業製品等の展示・販売及び普及事業、施設の貸与及び管理運営事業を行っている。

イ 事業費 33,665千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

① 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 106,663千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年10月24日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 221,323千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	美濃商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期

平成19年4月1日

美都町商工会と匹見町商工会が合併して設立

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業者支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 26,925千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	吉賀町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期

平成19年4月1日

六日市商工会と柿木商工会が合併して設立

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業者支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 37,245千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	安来商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年8月18日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業者支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 34,793千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

21	団体名	出雲空港ターミナルビル(株)	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和55年6月20日

(2) 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し出資をし、株式を引き受けている。

出資金額 100,000千円(県出資比率:30.3%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

資本金として出資。貸室等の賃貸料収入や借入金を使ってボーディングブリッジやトイレ設備等の更新を実施

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

22	団体名	石見空港ターミナルビル(株)	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月5日

(2) 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し出資をし、株式を引き受けている。

出資金額 144,000千円(県出資比率:30%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

資本金として出資。レストラン・売店を経営。貸室等の賃貸料収入等により売店の移設・改修やレストラン改修等を実施

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	大畑建設(株)	所管課	都市計画課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和42年12月22日

(2) 団体の形態 株式会社(所在地:益田市)

(3) 主な業務内容

土木建設工事の施工、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 万葉公園（所在地：益田市）

① 指定管理業務の内容

- ・公園の運営に関する業務
- ・年間事業計画の策定及びその計画に基づいた事業の実施に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務
- ・有料公園施設及び設備の利用に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 36,481千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

24	団体名	北陽ビル管理（株）	所管課	社会教育課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和44年4月19日

(2) 団体の形態 株式会社（所在地：松江市）

(3) 主な業務内容

建築物の清掃・営繕・保守管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 青少年の家（サン・レイク）（所在地：出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 67,600千円（平成25年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

25	団体名	(公財)島根県暴力追放県民センター	所管課	組織犯罪対策課
----	-----	-------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年5月11日

(2) 設立目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 300,000千円（県出資比率：70.0%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

暴力相談・救済、広報啓発、組織活動支援、研修事業等を実施

イ 事業費 14,301千円（基本財産からの利息収入は6,468千円）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

業務増、収入減対策及び相談環境改善に対する協力・支援について

暴力団排除条例の施行に伴い、取引等の相手が暴力団関係者かどうかを確認するための属性相談が急激に増加する一方で、金利低下による基本財産運用益の減少や景気低迷による寄附金の減少によって収入確保が困難になっている。

また、現事務所においては相談室が無く、相談者のプライバシー保護が難しい状況となっている。

暴力団排除のための事業実施に支障が生じないよう協力・支援されたい。